

Zenken通信 (vol. 18)

▽ 今回のお届け情報

Title: 愛知県「最低制限価格制度の対象範囲を拡大」

Outline

添付資料P1～3

○愛知県は、適正価格での契約をより一層推進するため、最低制限価格制度の対象金額について、4月以降、現行の5千万円未満から1億5千万円未満に引き上げて試行することとした。
なお、最低制限価格等の算定方法については、昨年5月に公契連モデルに準じて改正している。

《愛知県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

Title: 鹿児島県「最低制限価格を公契連モデルへ」

Outline

添付資料P4～9

○鹿児島県は、景気後退や公共投資の削減等により、地域を支える建設業を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを鑑み、入札・格付制度見直し作業部会を設置し検討を重ねてきたが、今般、その結果を取りまとめた。
なお、作業部会の検討過程において、現行はWTO案件のみに適用している低入札価格調査制度の対象金額の引き下げが検討されたが、鹿児島県建設業協会からの要望を受け、今回は見送ることとなった。

【主な見直し内容】

1. 最低制限価格等の算定方法を公契連モデルに準じて改正する。
2. 予定価格の事後公表の対象金額について、現行の5億円以上から1億円以上に引き下げて試行を継続する。
3. 格付基準において、県と災害支援協定を締結している団体の会員に対する加点について、現行の2点から10点に引き上げる。

《鹿児島県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

平成21年3月12日(木)	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約グループ
担当	伊藤主幹・榊原補佐
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	山内主幹・平松主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	河野主幹・清水主任主査
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

入札・契約制度の改善について

全国知事会で決定した「公共調達改革に関する指針」（平成18年12月18日決定）等を踏まえ、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、談合防止のためのペナルティ強化等に取り組み、平成19年10月には一般競争入札の対象範囲拡大、失格判断基準の導入及び最低制限価格の設定を行い、入札契約手続きに係る競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保等にも努めているところですが、平成21年4月1日から次のとおり入札契約制度の改善を実施します。

1 一般競争入札の対象範囲拡大

これまで一般競争入札は、予定価格が5千万円以上の工事のほか、1千万円以上5千万円未満の工事の2割程度を抽出試行してきましたが、競争性・透明性をより一層高めるため、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事の抽出割合を5割程度に拡大します。なお、これにあわせて、総合評価落札方式の更なる拡充をします。

	改正前（21年3月まで）	改正後（21年4月から）
一般競争入札 対象範囲	5千万円以上の工事 （1千万円以上5千万円未満の 工事は2割程度を抽出試行）	5千万円以上の工事 （1千万円以上5千万円未満の 工事は <u>5割程度</u> を抽出試行）

2 失格判断基準及び最低制限価格の試行対象工種及び金額の拡大

公共工事における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずる恐れがあることから、これまで「一般土木工事」、「舗装工事」及び「一般建築工事」のうち予定価格5千万円未満は最低制限価格、予定価格5千万円以上は失格判断基準を設定してきましたが、適正価格での契約をより一層図るため、対象工種を「とび・土工工事（工作物解体工事を除く）」、「電気設備工事（建築）」、「管工事」、「造園工事」等にも拡大するとともに、最低制限価格の対象金額を予定価格1億5千万円未満に、失格判断基準の対象金額を予定価格1億5千万円以上にそれぞれ引き上げ、試行します。

制度改正の概要

低入札価格調査制度	対象	競争入札に付す全ての工事 (最低制限価格を設定する工事を除く)	
	調査基準価格 ※1	(直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60% ＋一般管理費×30%) ×1.05	
	失格判断基準制度	改正前 (21 年 3 月まで)	改正後 (21 年 4 月から)
対象		予定価格 <u>5 千万円以上</u> の下記工事 ・一般土木工事 ・舗装工事 ・一般建築工事	予定価格 <u>1 億 5 千万円以上</u> の下記工事 ・一般土木工事 ・舗装工事 ・一般建築工事 ・とび・土工工事(工作物解体工事を除く) ・電気設備工事 (建築) ・管工事 ・造園工事 ・塗装工事(土木工作物塗装工事を除く) ・内装仕上工事 ・防水工事 ・しゅんせつ工事 ・水道施設工事
	失格判断基準	低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。 入札金額の積算内訳 直接工事費の額 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額 < 予定価格の積算内訳 直接工事費×75%の額 共通仮設費×70% 現場管理費×60% 一般管理費×30% の合計額	

最低制限価格制度	改正前 (21年3月まで)		改正後 (21年4月から)
	対象	予定価格5千万円未満の下記工事 ・失格判断基準対象工種に同じ	予定価格1億5千万円未満の下記工事 ・失格判断基準対象工種に同じ
	最低制限価格 ※2	(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60% +一般管理費×30%)×1.05	

※1 調査基準価格…入札金額がこの金額未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる金額のこと。

※2 最低制限価格…入札金額がこの金額未満の場合、その者の入札を失格とする価格のこと。

3

平成21年3月24日
鹿 児 島 県

入札・格付制度の見直しについて

県では、公共工事の入札制度について、これまでも、入札の透明性や競争性の向上を図るため、一般競争入札の対象金額の引き下げ、指名業者数の増加の措置などに取り組んできました。

一方で、建設業は、地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに大きな役割を果たしており、地域における健全な建設業の育成は、重要な課題ですが、景気の後退や公共投資全体の縮減等により、建設業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、平成20年度において入札の透明性・競争性の一層の向上を図るとともに、技術と経営に優れた建設業者の育成及び公共工事の品質確保の観点から、庁内に入札・格付制度見直し作業部会を設置して、国からの要請や県議会からの申し入れ、事業者団体の意見等も踏まえながら、格付制度を含めて、入札制度全般について見直しを行ってきましたが、その結果を別紙のとおり取りまとめました。

見直し後の入札制度については、平成21年度から実施することとしています。が、可能なものについては、平成20年度中に既に実施しています。

今後とも、入札制度の改善には、引き続き取り組んでまいります。

入札・格付制度見直しの概要

1 一般競争入札について

(1) 対象金額

- ・ 現行の対象金額（5千万円以上）を当面継続します。

(2) 地域要件等

- ・ 現行の要件（原則として地域振興局単位を所管区域、5千万円以上1億円未満は概ね20者以上、1億円以上は概ね30者以上）を継続します。
- ・ 土木一式工事（海上、橋梁上部工及びトンネル工事を除く。）の営業所要件については、平成20年9月に見直した要件（※1）を継続します。

2 最低制限価格等について

- ・ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法を公契連モデルに従って改めます。（※2）

3 予定価格について

- ・ 対象金額を5億円以上から1億円以上に引き下げて予定価格の事後公表の試行を継続します。
- ・ 事後公表の拡大に伴い、職員のコンプライアンス（遵法意識）の徹底を図るとともに、不当な情報提供要求等への対応マニュアル（※3）を策定します。

4 総合評価方式について

- ・ 平成20年11月から新たに開始した「特別簡易型」を主として試行を拡充します。

5 電子入札について

- ・電子入札については、原則１０００万円以上の工事などで本格運用していますが、受注者側の環境の状況を見ながら更なる拡大を図ります。
- ・電子閲覧については、実証実験の拡大等、導入に向けた取り組みを進めます。

6 入札監視委員会について

- ・入札監視委員会に、談合情報に係る県の対応が適正であったか否かを検証する機能を付与し、その機能を強化します。

7 測量・建設コンサルタント業務委託について

- ・コンサルタント業務等の入札参加資格審査要綱や指名基準に関する要綱を策定し、公表します。

8 建設業者の格付について

(1) 有効期間

- ・２年とします。

(2) 格付業者数

- ・土木一式工事において格付業者数の見直しを行います。

(3) 技術事項等評価点数（主観点）の評価項目

- ・県工事以外の完成工事高、経営状況への加点を行います。
- ・技術職員の継続学習制度による単位取得、優秀技術者表彰への加点を行います。
- ・エコアクション２１等の取得、新規学卒者の雇用等への加点を行います。
- ・防災（災害支援協定、災害支援活動、消防団員雇用（新規））、子育て支援への加点引き上げを行います。
- ・合併等を行った事業者への加点を行います。
- ・離島事業者やかごしま地材地建グループ会員又はかごしま材取扱店認証制度による認証取扱店事業者への加点を行います。

(参 考)

※ 1 見直し後の営業所要件

▽県内に主たる営業所

▽5千万円以上1億円未満の要件（次のいずれかを満たすこと。）

- ・ 所管区域内に主たる営業所
- ・ 所管区域内に設置期間が10年以上で複数人の従業員が配置されている営業所
- ・ 所管区域内に県工事の施工実績（公募型を除く指名競争入札）があり、複数人の従業員が配置されている営業所

▽1億円以上の要件

- ・ 所管区域内に営業所

※ 2 公契連モデルの改正

- ・ 予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額

（改 正 前）

- ① 直接工事費
- ② 共通仮設費
- ③ 現場管理費×20%



（改 正 後）

- ① 直接工事費×95%
- ② 共通仮設費×90%
- ③ 現場管理費×60%
- ④ 一般管理費×30%

※ 3 不当な情報提供要求等への主な対応

- ・ 予定価格などの情報提供を要求されても、回答してはならない。
- ・ 不当な働きかけには、複数の職員で対応する。
- ・ 相手方の氏名や要求の内容等を記録して公表する。

平成21年 3月 25日(水)

鹿児島建設新聞

経審Y評点を換算評価

21・22年度

県工事入札参加資格格付け

民間含めた完工高も

県は24日、21・22年度の建設工事入札参加資格の格付け結果と評価基準を発表した。入札参加資格者数(実数)は、県内業者が20年度比219社減の3347社、県外業者が93社減の592社で計3939社となった。県独自の項目として、県内業者を対象に評価する主観点数で、県発注工事の工事成績等に対する評価比率を抑え、民間を含む完成工事高と経営事項審査の経営状況(Y評点)を、ともに最高120点として高く評価した。

(6～7面に格付け基準および地域別業者数)

格付けの
評価基準は、
経営事項審査
(経審)の
評価点数
のみで実施
している県
外業者に対
し、県内業
者は経審の
評価点数に
加え、技術

格付けの
事項等評価点数(主観点
Ⅱ加算事項+減点事項)
を合わせて評価。主観点
の76%を占め高く評価し
ていた県工事の工事成績
・施工実績は、新基準で
42%程度に抑えた。一方、
経審のY評点、また、県
工事以外の工事実績を含
めた完成工事高をそれぞれ
換算して評価する方向
にシフトしている。

9項目を 新たに評価

さらに今回、合併を進
めた業者を評価したほか、
離島に本店を置いた事業
活動に取り組む業者にそ
れぞれ10点を加算するな
ど、新たな評価事項とし
て9項目を追加。また、
2人以上の消防団員の確

保に対し5点、新規卒
者の採用に最高6点まで
(1人当たり2点)の評
価点数を配分した。
等級の格付けでは、土
木一式と建築一式工事で
A級は総合点数の基準と
ともに、これまで通り経
営状況と施工能力を重視
し、経営事項評価点数の
条件を設けた。Bクラス
以下の格付けで、マル付

きの評価を受けられない
点数でも、県工事の実績
とともに工事成績の平均
点が80点以上あれば、マ
ル付きの評価で格付けし
ている。

た。県工事の実績は、建
築・電気・管が過去5年
間、土木・舗装・造園は
同3年間(2件以上)と
している。

地域業者 育成が主眼

格付けの有効期間は22
年度までの2年間。

格付け業者数はここ数
年、土木一式のAクラス
が13%程度で推移。土木
Bが最も少なく、Aに続
いてC、Dの順で業者数
が多くなっていた。

県では、景気の後退や
公共投資全体の縮減等で、
建設業を取り巻く環境が
厳しい状況にあり、地域
の健全な業者育成を大き
な課題として見直しを実
施。土木Aの構成比は11
・2%になった。

監理用地課の屋島明人
課長は、格付け制度の見
直しについて、「技術と
経営に優れた建設業者の
育成と公共工事の品質確
保を主眼に置いた」と説
明している。

平成21年 3月 25日(水)

南日本新聞

朝刊

入札制度の 見直し公表

鹿 児 島 県

鹿児島県は二十四
日、二〇〇九年度から
実施する新しい入札制

度を公表した。県が発注する公共工事、土木建設業者などの入札参加資格の格付けをする際、市町村や民間からの受注工事実績のほか、自己資本比率などの経営状況を新たに評価項目に加えることなどを盛り込んでいる。

技術力や経営面に優れた業者の育成や公共工事の品質確保を目的に〇八年度、見直しを進めてきた。従来の格付けでは、県発注工事の受注実績だけが評価対象だったが、今後は国や市町村が発注する公共工事や民間工事も対象とする。

このほか、県内雇用の対策として新卒者を採用した業者や、防災支援の観点から消防団員を採用した業者などについても、新たに評価対象とする。

同日は〇九、一〇年度の新たな格付け結果も発表し、県のホームページなどで公表した。